

人材紹介手数料 1. 委託者は、受託者が紹介した候補者を採用することを決定し、当該候補者が入社（就 労開始）に至った場合、人材紹介料として入社した候補者の理論年収の 50%（税別）を受託者に支払う。この場合、委託者は、労働基準法第 15 条第 1 項に基づき労働条件その他を明示した採用通知書を発行し、かかる採用通知書の写しを受託者に提示する。 2. 理論年収とは、月額給与及び諸手当（通勤手当、及び時間外手当等の変動費を除く）の 12 ヶ月分ならびに予定された賞与 1 年分の合計額をいう。また、年俸制を採用する場合は年俸額を、1 年未満の有期雇用の場合は契約期間を 1 年間とみなして換算した額を理論年収とする。